

横手市デジタル推進計画

— みんなの力で 未来を拓く 人と地域が燦くまち よこて —



令和4年12月

横 手 市

目 次

第1章	横手市デジタル推進計画について	
1	計画策定の背景と目的	1
2	計画の位置付け	5
3	計画の期間	5
第2章	本市の現状と課題	
1	人口動態の見通し	6
2	スマート自治体への転換	7
3	本市のデジタル化への対応	7
4	行政サービスの新たな方向性	11
第3章	計画の基本的な方針	
1	計画の体系	12
2	計画の基本方針	13
第4章	施策の展開	
1	施策の定性評価	16
2	施策内容	20
第5章	推進体制	
1	推進体制	28
参考	用語集	29

第1章 横手市デジタル推進計画について

1 計画策定の背景と目的

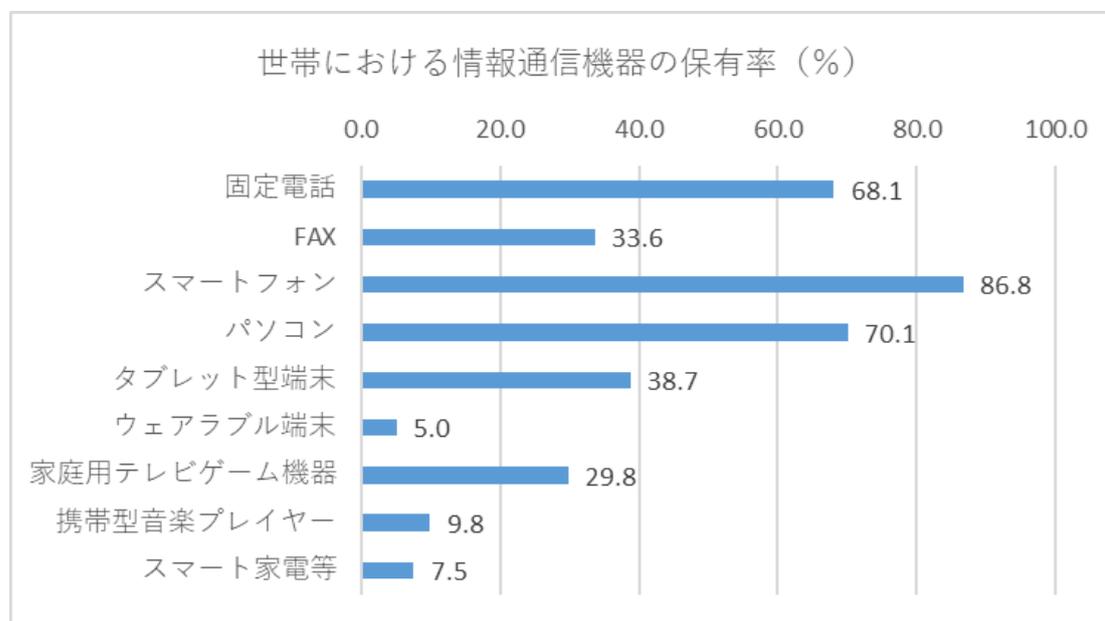
(1) 通信インフラの普及と ICT の活用

固定通信の高速化は、40Mbps の通信速度を提供した ADSL の契約数が平成 15 年（2003 年）にピークを迎え、平成 20 年（2008 年）には光ファイバーによる FTTH サービスの契約が上回り、現在も固定系ブロードバンドサービスが主流となっています。

移動通信では 100Mbps を超える通信速度の 4G（LTE）通信が平成 27 年（2015 年）より普及してきました。

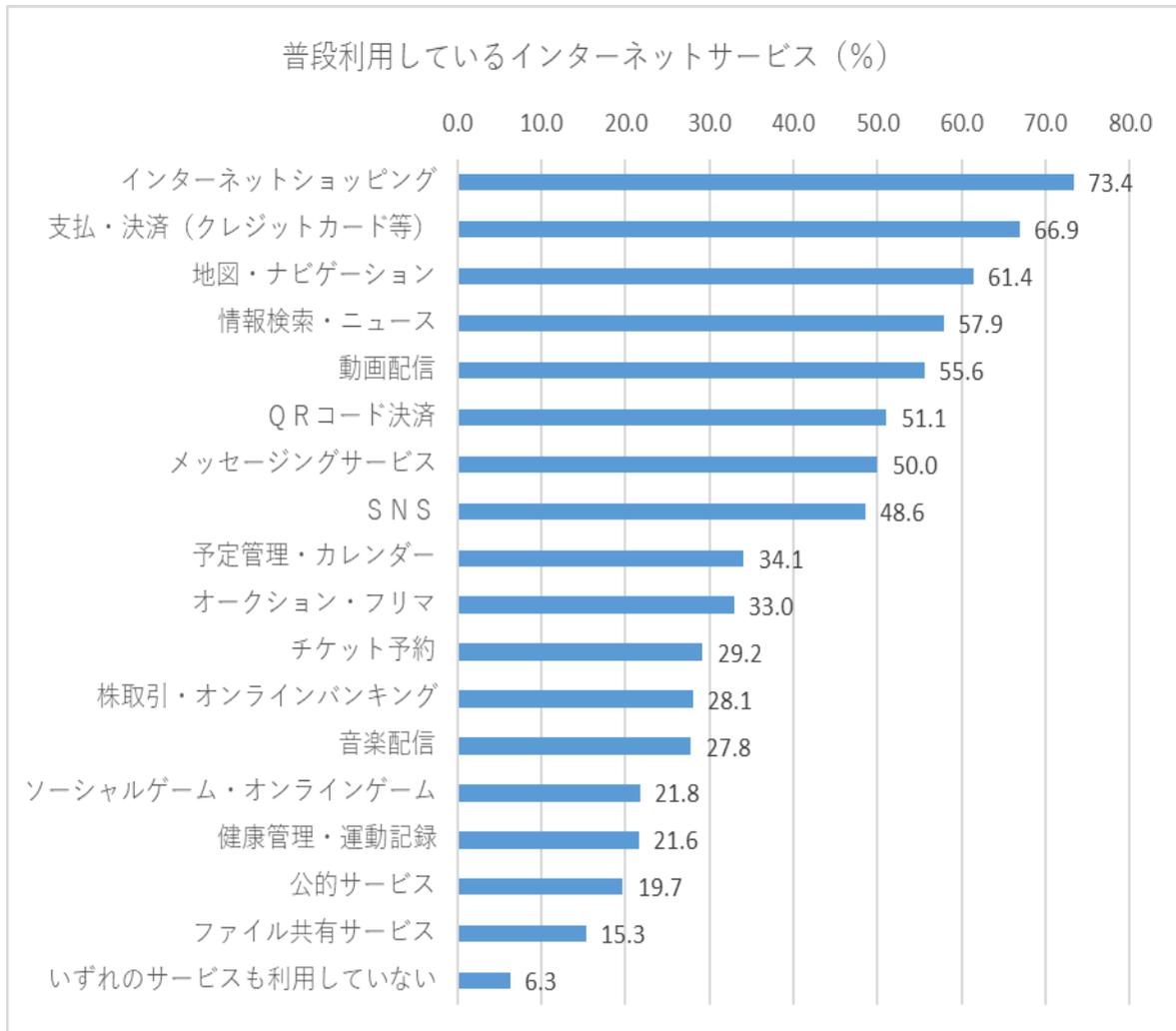
総務省の令和 3 年度情報通信白書によると、スマートフォンは保有世帯の割合が 8 割を超えており、パソコンやタブレット端末も含め、インターネットサービスの利用率も 8 割を超えています。インターネットの利用状況は、情報検索や動画の視聴などにとどまらず、アプリケーションを利用することで各種手続きや決済手段としても利用されています。

グラフ 1



出典：総務省 令和 3 年度 情報通信白書

グラフ 2



出典：総務省 令和3年度 情報通信白書

さらに令和2年(2020年)より第5世代移動通信システム(5G)の商用サービスが開始されており、超高速通信、超低遅延通信、多数同時接続という特徴を持つ5Gは、身の回りにあるモノがネットワークにつながるIoT時代の基礎になると期待されています。

以上のように、デジタル化の基盤である通信インフラについては、超高速・大容量化、モバイル端末の利用拡大、IoT化など様々な形で普及が進んでいます。

また、新型コロナウイルス感染症により、市民の暮らしや働き方等において、非接触・非対面を取り入れた「新しい生活様式」への対応が求められており、その実現にはICTの活用も求められています。

(2) 国の動向

国では、平成12年(2000年)に制定した「高度情報通信ネットワーク社会形成基本法(IT基本法)」に基づきIT戦略としてe-Japan戦略を打ち出し、超高速ネットワークインフラの整備に着手しました。その後、IT利活用の進化为目標に世界最先端IT国家創造宣言をはじめとする各種計画を実施し、平成28年(2016年)には「官民データ活用推進基本法」を制定し、行政手続に係るオンライン利用の原則化や官民データの活用の推進など、データの利活用、デジタルガバメントの実現を目標としてきました。

令和2年(2020年)12月には、「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」が決定され、目指すべきデジタル社会のビジョンとして「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会～誰一人取り残さない、人にやさしいデジタル化～」が示され、「デジタル・ガバメント実行計画」の改定により、自治体が重点的に取り組むべき事項・内容の具体化と、国の支援策等を取りまとめた「自治体DX推進計画」が策定されました。

また、令和3年(2021年)9月に「デジタル社会形成基本法」により、国、地方公共団体および事業者の責務が示されました。

自治体DX推進計画 概要

1. 自治体におけるDX推進の意義

- 新型コロナウイルス対応において、様々な課題が明らかとなったことから、デジタル化の遅れに対して迅速に対処するとともに、「新たな日常」の原動力として、**制度や組織の在り方等をデジタル化に合わせて変革していく、言わば社会全体のデジタル・トランスフォーメーション(DX)が求められている。**
- 政府が示す目指すべきデジタル社会のビジョン「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会～誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化～」の実現のためには、**住民に身近な行政を担う自治体、とりわけ市区町村の役割は極めて重要。**
- 自治体においては、まずは、
 - ・自らが担う行政サービスについて、デジタル技術やデータを活用して、**住民の利便性を向上させるとともに、**
 - ・デジタル技術やAI等の活用により**業務効率化を図り、人的資源を行政サービスの更なる向上に繋げていく**ことが求められる。
- さらには、データが価値創造の源泉であることについて認識を共有し、データの様式の統一化等を図りつつ、多様な主体によるデータの円滑な流通を促進することによって、**EBPM等により自らの行政の効率化・高度化を図るとともに、多様な主体との連携により民間のデジタル・ビジネスなど新たな価値等が創出されることが期待される。**

2. 自治体DX推進計画策定の目的

- 「デジタル・ガバメント実行計画」における自治体の情報システムの標準化・共通化などデジタル社会構築に向けた各施策を効果的に実行していくためには、**国が主導的に役割を果たしつつ、自治体全体として、足並みを揃えて取り組んでいく必要がある。**
- このため、総務省は、「デジタル・ガバメント実行計画」における自治体関連の各施策について、**自治体が重点的に取り組むべき事項・内容を具体化するとともに、総務省及び関係省庁による支援策等を取りまとめ、「自治体DX推進計画」*として策定。** ※計画期間(R3.1~R8.3)

3. 推進体制の構築

- ・ 組織体制の整備
(全庁的・横断的な推進体制)
- ・ デジタル人材の確保・育成
- ・ 計画的な取組み
- ・ 都道府県による市区町村支援

4. 重点取組事項

- ・ 自治体情報システムの標準化・共通化
- ・ マイナンバーカードの普及促進
- ・ 行政手続のオンライン化
- ・ AI・RPAの利用推進
- ・ テレワークの推進
- ・ セキュリティ対策の徹底

5. その他の取組事項

- <自治体DXの取組みとあわせて取り組むべき事項>
- ・ 地域社会のデジタル化
 - ・ デジタルデバイド対策
- <その他(※デジタル・ガバメント実行計画記載の事項)>
- ・ BPRの取組みの徹底(書面・押印・対面の見直し)
 - ・ オープンデータの推進
 - ・ 官民データ活用推進計画策定の推進

出典：総務省 自治体DX全体手順書

また、令和4年（2022年）6月、「デジタル田園都市国家構想」が閣議決定され、デジタルの力を活用した地方の社会課題の解決、デジタル田園都市国家構想を支えるハード・ソフトのデジタル基盤整備、デジタル人材の育成・確保、誰一人取り残されないための取組、の4つを取組み方針とし、多彩な分野での政策を推進することとしております。

（3）市の取り組み

このような状況の中、本市では、市の最上位計画である「第2次横手市総合計画」において定められたまちの将来像である「みんなの力で 未来を拓く人と地域が燦くまち よこて」の実現のため、平成30年（2018年）3月に「第2次横手市情報化計画」を策定し、総合計画で掲げた目標を情報化の側面から支援・推進するための基本計画として情報化施策に取り組んできました。

今後、少子高齢化、人口減少、アフターコロナなど、新たな時代の社会変化に対応し、持続可能なまちづくりを進めていくためには、今まで取り組んできた情報化施策を深化させるとともに、新しい時代の流れであるDX、いわゆるデジタル・トランスフォーメーションの考え方も取り入れながら、新たな施策を着実に推進する必要があります。

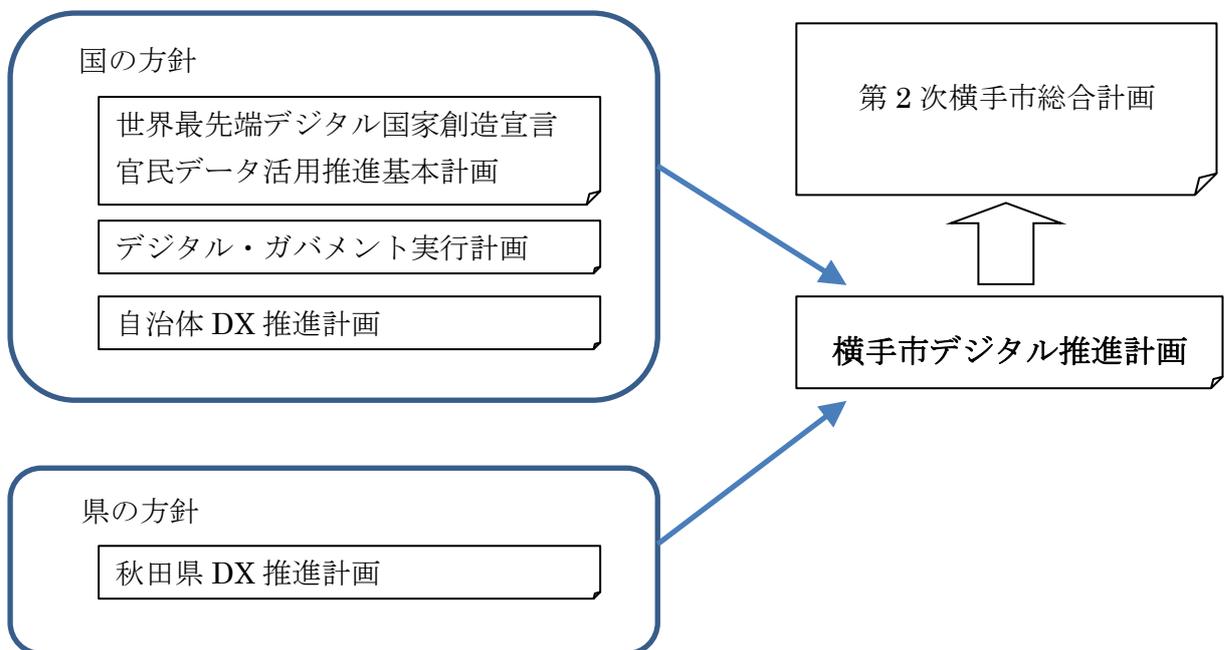
このため、新たに「横手市デジタル推進計画」を策定し、ICTの活用を推進することで、課題解決はもとより、新たな価値の創造に取り組むことにより、さらなる市民サービスの向上と安定的な行政運営の確保を図り、誰もがデジタル化の恩恵を享受できる「ICTで拓く よこての未来」の実現に向けた取組みを進めます。

2 計画の位置付け

本計画は、市の最上位計画である「第2次横手市総合計画」で掲げた目標をデジタル化の側面から支援・推進するための分野別計画として位置づけます。

また、実施計画である「アクションプラン」および、官民データ活用推進基本法の規定に基づく「市町村官民データ活用推進計画」として、ICTを活用した取組みを推進するための計画として定めます。

図1 計画の位置づけ



3 計画の期間

本計画の期間は、令和5年（2023年）度から令和7年（2025年）度の3年間とします。

ただし、ICTの急速な進展や社会情勢の急激な変化などがあった場合は、必要に応じて計画の見直しを行います。

第2章 本市の現状と課題

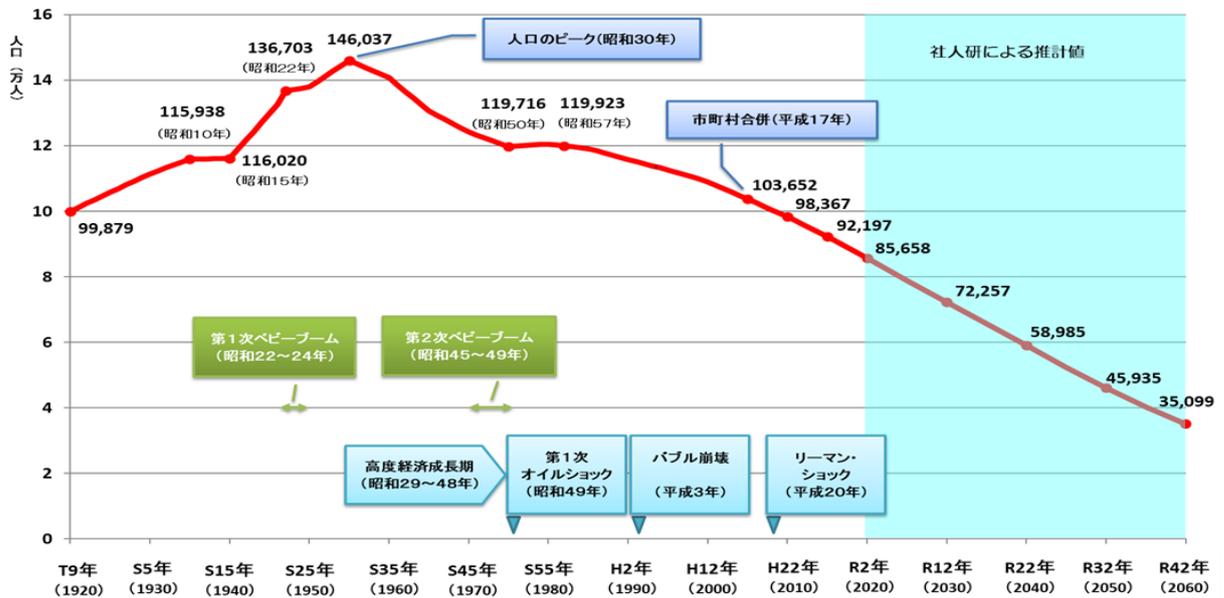
1 人口動態の見通し

本市では、戦中～戦後にかけて人口が急増し、昭和30年（1955年）に人口のピークである146,037人となりました。それ以降、大幅な社会減が続き、昭和50年（1975年）にかけて人口は急激に減少しました。その後、一旦減少に歯止めがかかるものの、昭和57年（1982年）から再度減少が始まり、以降、減少傾向が続いています。

平成17年（2005年）10月1日に旧横手市・平鹿郡の1市5町2村の合併により現在の横手市が誕生し、同年実施された国勢調査では人口103,652人でしたが、平成27年（2015年）には92,197人、令和2年（2020年）には85,555人となり、合併時と比較すると約18,000人減少しています。

また、国立社会保障・人口問題研究所の令和2年（2020年）以降の推計によると、今後、人口は急速に減少し続け、令和22年（2040年）には58,985人、令和42年（2060年）には35,099人となり、平成27年（2015年）と比較して約62%減少すると推計されています。

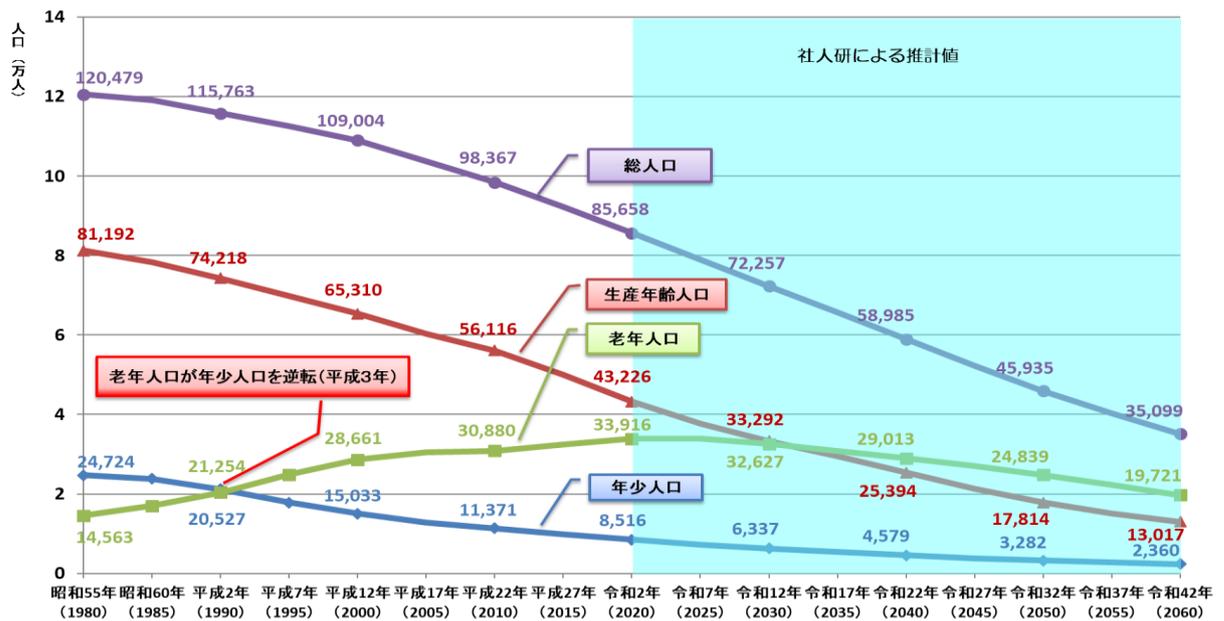
グラフ3 総人口の推移と将来推計



資料：平成27(2015)年までは国勢調査、令和2(2020)年以降は国立社会保障・人口問題研究所 日本の地域別将来推計人口(H30.3.30公表)

本市の年齢 3 区分別の人口を見てみると、生産年齢人口（15～64 歳）は昭和 55 年（1980 年）以降、減少傾向が続いています。また、平成 3 年（1991 年）には老年人口（65 歳以上）と年少人口（0～14 歳）の逆転が始まっています。老年人口は以降も増加を続けており、一方で減少の一途にある生産年齢人口に迫りつつあります。

グラフ 4 年齢 3 区分別人口の推移



資料：平成27(2015)年までは国勢調査、令和2(2020)年以降は国立社会保障・人口問題研究所 日本の地域別将来推計人口(H30.3.30公表)

2 スマート自治体への転換

このような将来的な見通しの中、人手不足が深刻化し、本市においても職員の確保が難しくなることが予想されます。今後、限られた経営資源において、行政サービスの維持・向上と効率的な行政運営を両立し、住民福祉の水準を維持するためには、行政手続のオンライン化の推進や、AI・RPA等のICTを活用した業務改革を進め、効果的・効率的に行政サービスを提供するスマート自治体への転換を図る必要があります。

3 本市のデジタル化への対応

本市では、「地域の情報化」と「行政の情報化」を総合的に推進することを目的に、各種情報化を進めてきました。この中では、情報化の方向性として「ICTを活用した地域社会の活性化の促進」「ICTにより安全・安心を実感できる情報システム基盤の構築」「より多くの市民がICTの利便性を享受できる行政サービスの実現」「ICTによる創造的な行政運営の推進」を掲げ、これまで、よこて安

全・安心メールや図書貸出予約システム、公共施設予約システム、コンビニ交付、電子申請、eL-TAX、オープンデータの推進などに取り組んできました。

近年では、RPA やキャッシュレス決済、暮らしに役立つスマートフォンアプリの提供など、業務の効率化と市民サービスの充実を図るための取り組みを進めています。

表 1 横手市の ICT 活用事例

項目	内容	実績値	備考
よこて安全・安心メール	災害やその恐れに関する情報、不審者・行方不明者情報、野生生物の出現など市民生活に身近な情報をメール送信してお知らせする。	登録数 7,041 件	令和4年3月時点
図書貸出予約システム	市のホームページ上で蔵書の検索ができ、利用者登録を行うことで貸出予約ができる。	予約手続き件数 14,406 件	令和3年度
公共施設予約システム	市のホームページ上で施設の空き状況の検索ができ、利用者登録を行うことで施設予約ができる。スポーツ施設、文化施設を対象としている。	予約手続き件数 3,826 件	令和3年度
戸籍等コンビニ交付	マイナンバーカードを利用して住民票、戸籍謄本などをコンビニエンスストア等の専用端末から取得できる。	交付件数 6,138 件	令和3年度
電子申請システム	児童手当関連届出（7手続き）	手続き件数 14 件	令和3年度
	妊娠の届出	手続き件数 0 件	令和3年度
	職員採用試験申込	手続き件数 101 件	令和3年度
電子入札システム	建設工事の入札をオンラインで行うもの。設計図書等は電子データを利用することでペーパーレスにもなっている。	手続き件数 192 件	令和3年度
eL-Tax	法人市民税の申告、従業員の異動届、法人市民税の納付、従業員の市民税納付をオンラインの専用システムで行うことができる。	手続き件数 6,743 件	令和3年度
オープンデータ	市のホームページに外部リンクを掲載している。テキストデータ、CSVデータ、PDFデータで提供している。	項目数 27 件	令和4年3月時点
キャッシュレス決済	窓口での証明書等発行手数料を電子マネー、クレジットカード、スマートフォンアプリで決済できる。	利用件数 1,647 件	令和3年度
スマートフォンアプリ	ごみ分別アプリ	登録数 10,557 件	令和4年3月時点
	横手市推奨アプリMINEBA	登録数 8,590 件	令和4年3月時点
RPA	業務システムで繰り返し入力などの作業を自動化することで、正確かつ短時間で処理が実行できる。	シナリオ数 9 件	令和4年3月時点

また、市民や市が目的に応じてインターネットを活用できるよう、無料のワイヤレスアクセスポイントの整備も進めており、今後も拡大することとしています。

表 2 アクセスポイント一覧

No.	地区	拠 点	WEB会議用	住民利用用	
1	横手	条里北庁舎	2F_会議室	●	
2		条里北庁舎	3F_災害対策本部	●	
3		条里北庁舎	4F_情報政策課事務室	●	
4		条里南庁舎	横手地域課受付	●	●
5		条里南庁舎	教育総務課事務室	●	●
6		条里南庁舎	会議室	●	●
7		条里南庁舎	財産経営課等事務室	●	●
8		本庁舎	1F_市民課受付		●
9		本庁舎	2F_第一会議室	●	
10		本庁舎	3F_会議室	●	
11		本庁舎	4F_市民福祉部事務室	●	
12		本庁舎	5F_第一委員会室	●	
13		本庁舎	5F_第二委員会室	●	
14		本庁舎	5F_第五委員会室	●	
15		かまくら館	1F_観光協会事務室		●
16		水道庁舎	1F_事務室	●	●
17		水道庁舎	2F_事務室	●	●
18		横手体育館	1F_事務室前		●
19		県平鹿地域振興局	1F_事務室	●	●
20		県平鹿地域振興局	2F_事務室	●	●
21		県平鹿地域振興局	3F_会議室	●	●
22		横手病院	1F_正面エントランス		●
23		Y ² ぶらざ1F	1F_オープンスペース		●
24		Y ² ぶらざ1F	1F_図書スペース		●
25		Y ² ぶらざ2F	2F_遊戯スペース		●
26		Y ² ぶらざ3F	3F_市民活動スペース	●	●
27		Y ² ぶらざ4F	4F_健康の駅トレーニングセンター		●
28		保健センター	1F_集団検診室		●
29		保健センター	2F_ワクチン接種対策室	●	
30		横手駅西口	横手駅西口市民スペース		●
31		横手駅東口	横手駅東口市民スペース		●
32		横手図書館	1F_事務室		●
33		あさくら館（朝倉公民館）	1F_ホール		●
34		ふれあい館（旭公民館）	1F_フリースペース		●
35		ふるさと館（境町公民館）	1F_事務室		●
36		さかえ館（栄公民館）	1F_ロビー		●
37		オアシス館（黒川公民館）	1F_ロビー		●
38		金沢孔城館（金沢公民館）	事務室		●
39		中央公民館	1F_ロビー		●
40		公文書館	1F_ホール		●
41		市民会館	1F_事務室	●	●

No.	地区	拠 点	WEB会議用	住民利用用
42	十文字	十文字庁舎	事務室	●
43		十文字庁舎	事務室	●
44		十文字図書館	資料室	
45		十文字西地区館	窓口	
46	増田	増田庁舎	1F_総合受付	●
47		増田庁舎	2F_会議室	●
48		増田多目的研修センター	1F_ロビー	
49		狙半内地域センター	1F_事務室	
50	平鹿	平鹿庁舎	談話室	●
51		平鹿図書館	閲覧室	
52		平鹿生涯学習センター	1F_ロビー	
53		醍醐公民館	1F_廊下	
54		醍醐公民館	2F_南かがやき教室	
55	雄物川	雄物川庁舎	事務室	●
56		雄物川庁舎	事務室	●
57		雄物川図書館	事務室	
58		雄物川生涯学習センター	1F_事務室	
59	山内	山内庁舎	1F_事務室	●
60	大森	大森庁舎	1F_市民サービス課	
61		大森保健福祉センター	事務室	●
62		大森図書館	2F_AVスペース	
63	大雄	大雄庁舎	1F_ロビー	●
64		大雄農業団地センター	2F_西かがやき教室	
65		園芸拠点振興センター	1F_事務室	●
66		園芸拠点振興センター	1F_事務室	●
67		園芸拠点振興センター	2F_研修室	●
68		園芸拠点振興センター	3F_研修室	●

表 3 特定目的のアクセスポイント

目 的	位 置	名 称
観光客のインターネット接続	増田町中七日町	増田蔵町通り
ビジネス	Y ² ぶらざ 3F	Biz サポートよこて

4 行政サービスの新たな方向性

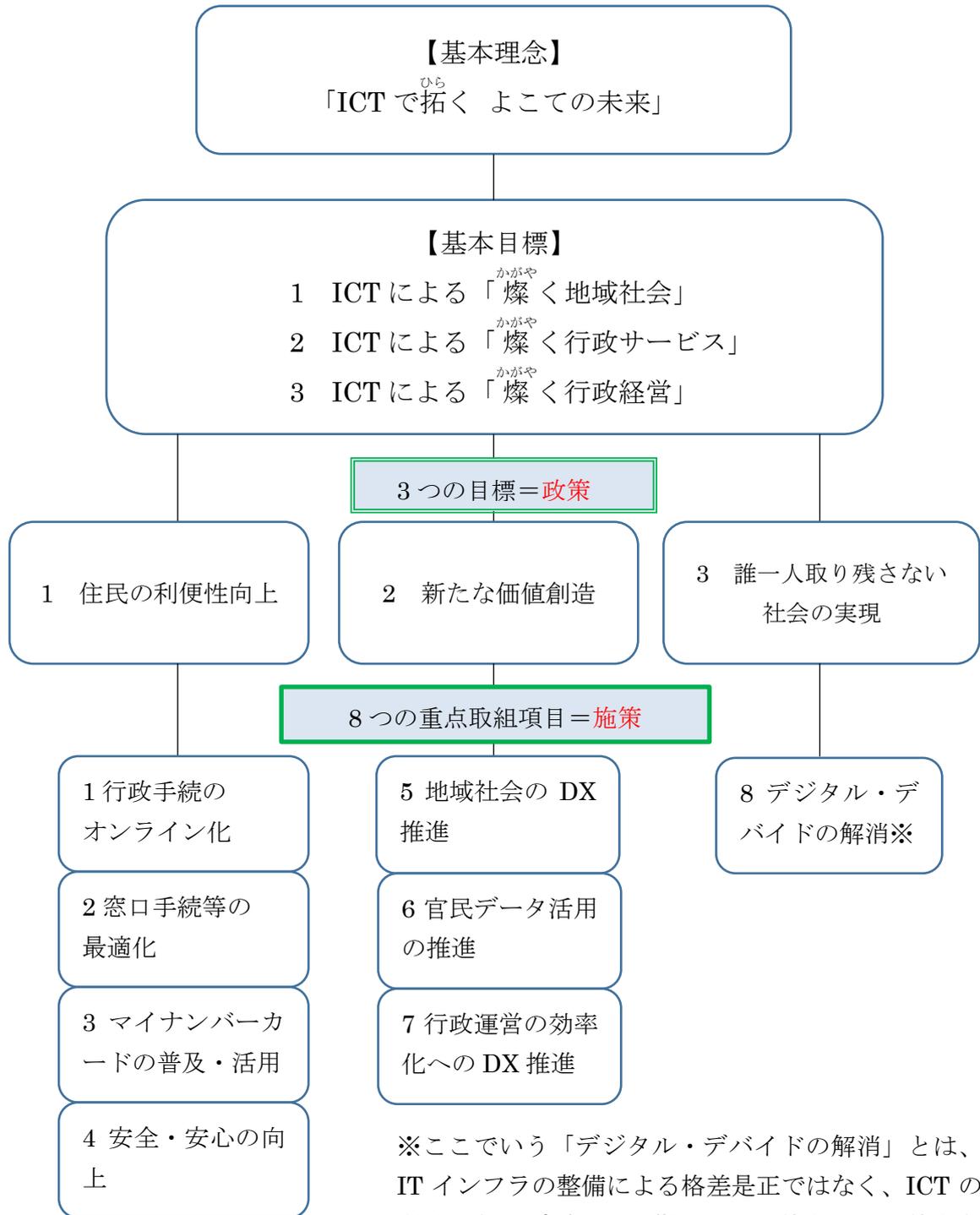
行政手続においては依然として対面や書面による手続が多く存在しており、令和3年度には行政手続における押印の見直しを進めたところです。その結果、3,184手続のうち65%の2,089手続から押印を廃止しました。これにより手続のデジタル化が可能と見込まれ、時間や場所を選ばないオンライン申請の拡充が期待できます。

また、今般の新型コロナウイルス感染症の影響により、これまでの生活や働き方は大きく変容しており、「新しい生活様式」への対応が必要なことから、オンラインを活用した非対面・非接触による行政サービスの展開も期待できます。

第3章 計画の基本的な方針（デジタル推進の目指す方向）

1 計画の体系

図2 体系図



※ここでいう「デジタル・デバイドの解消」とは、ITインフラの整備による格差是正ではなく、ICTの利活用などデジタル技術に関して使える人・使えない人の格差を是正すること

2 計画の基本方針

基本理念および基本目標

基本理念および基本目標は、市の最上位計画である総合計画が目指す横手市の将来像の実現に向けた様々な取り組みをデジタル化の側面から支援・推進するための基本計画として、前計画である「第2次横手市情報化計画」の基本理念および基本目標を継承します。

また、3つの個別目標（政策）を計画の柱とし、8つの重点取組項目（施策）を軸として展開します。

【基本理念】

「ICTで拓(ひらく)くよこての未来」

【基本目標】

- 1 ICTによる「燦(かがや)く地域社会」
- 2 ICTによる「燦(かがや)く行政サービス」
- 3 ICTによる「燦(かがや)く行政経営」

【個別目標1】住民の利便性向上

時間と場所を選ばない行政サービスの提供により、「住民の生活の質」を高め、「新しい生活様式」への対応など、より快適で暮らしやすい社会の実現を目指します。

(重点取組項目1)

行政手続のオンライン化の取組

「すぐ使える」「簡単な」「便利な」「市役所に行かなくても手続ができる」行政サービスを実現するため、従来の書類による申請については簡素化・省略化を図りつつ、行政手続等におけるオンライン化を進めます。

窓口での証明書発行手数料等についてはキャッシュレス決済を導入済みですが、オンライン申請においてもオンライン決済の仕組みを取り入れます。

(重点取組項目2)

窓口手続等の最適化の取組

押印の廃止を拡大したことから、デジタル技術を活用し、窓口業務フローの見直しを進め、待ち時間の短縮など窓口業務の省力化・効率化を図ります。また、ICTを活用することで、窓口へ相談に来ることが難しい方への対応も検討します。

(重点取組項目 3)

マイナンバーカードの普及・活用の取組

「マイナンバーカードの普及とマイナンバーの利活用の促進に関する方針」（令和元年 6 月 4 日デジタル・ガバメント閣僚会議）や骨太の方針等を踏まえ、令和 3 年 10 月から本格運用が開始された健康保険証としての利用等の取組を着実に進め、マイナンバーカードの普及・利活用を推進していくこととしており、全国の市区町村に対し、「交付円滑化計画」の策定要請がなされています。

本市においても、策定した交付円滑化計画に沿った施策を展開し、マイナンバーカードの普及促進を図るとともに、行政サービスにおけるマイナンバーカードの活用（例：身分証としての活用、マイキープラットフォームの活用等）を推進することで、市民の利便性向上や行政の事務負担軽減を図ります。

(重点取組項目 4)

安全・安心の向上の取組

市民の豊かで安全・安心な暮らしを推進するため、防犯・防災情報、高齢者や子育て世代向けの支援に関する情報など、必要な情報が必要な時に提供できるようにプッシュ型情報発信の手段の拡充を図ります。

【個別目標 2】新たな価値創造

住民や事業者等のデータ活用やデジタル化を推進し、自ら課題解決や新しい価値を創造することができ、いきいきと活動できる社会の実現を目指します。

(重点取組項目 5)

地域社会の DX 推進の取組

あらゆる分野において DX が進むことで農業を始め各種産業やサービスに変革が起き、働き方にも変化が及ぶものと思われます。そうした変革を促すため、国や県とも連携し、情報提供や事業者への支援を充実させて地域課題の効率的かつ効果的な解決を図ります。

令和 2 年度に GIGA スクール構想により整備した小・中学校の 1 人 1 台端末などを活用し、次世代を担う子どもたちがデジタル化のさらに進んだ社会で活躍できることを目指します。

(重点取組項目 6)

官民データ活用の推進の取組

官民データを様々な主体が容易に活用できるようにするため「オープンデータ基本指針（平成 29 年 5 月 30 日高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部・官民データ活用推進戦略会議決定。令和元年 6 月 7 日改定。）」等を踏まえて、本市が保有するデータのオープンデータ化を推進します。

(重点取組項目 7)

行政運営の効率化への DX 推進の取組

国の「自治体 DX 推進計画」で重点取組事項として挙げられている住民記録システムをはじめとする自治体業務システムの標準化・共通化について、法律に従い適切に取り組むものとします。

また、行政サービスの利便性の向上や行政運営の効率化を図るために、総合的なデジタル化と業務の見直し（BPR）を一体的に進めるとともに AI・RPA などの先端的な ICT の活用により業務の効率化を図ることで、企画立案や相談業務など職員が市民サービスにより多く関わり、行政サービス全体の付加価値を向上させます。

【個別目標 3】誰一人取り残さない社会の実現

市民がデジタルを活用し、快適に暮らすことができるように、デジタル活用支援の取組を進め、誰もがデジタル化のメリットを享受できるように、市民の ICT リテラシー向上を図ります。

(重点取組項目 8)

デジタル・デバイドの解消の取組

スマートフォンなどの情報端末の体験講座などを通じて、使える人と使えない人の格差の是正を図ります。

第4章 施策の展開

1 施策の定性評価

8つの重点取組項目を構成する各施策は、国の自治体DX推進計画（3ページ参照）で重点取組とされる事項のほか、自治体の計画において併せて取り組むべき事項、その他（デジタルガバメント実行計画で取り組むとされる）事項についても区分して整理します。

表4 重点取組項目と国のDX推進計画の位置づけの整理

	重点取組み項目	自治体DX推進計画の位置づけ	代表的な取組み内容
1	行政手続のオンライン化	重点取組み	オンラインによる申請、予約、照会等
2	窓口手続等の最適化	その他	書かない窓口、キャッシュレス決済、ワンストップ窓口等
3	マイナンバーカードの普及・活用	重点取組み	ぴったりサービス、e-tax等
4	安全・安心の向上	併せて取り組む	プッシュ型情報提供、防災情報発信手段の拡充
5	地域社会のDX推進	重点取組み	テレワークの推進
5	地域社会のDX推進	併せて取り組む	産業や観光、暮らしに役立つICTの活用
5	地域社会のDX推進	併せて取り組む	教育におけるICTリテラシーの向上
6	官民データ活用の推進	その他	オープンデータの推進
7	行政運営の効率化へのDX推進	重点取組み	情報システムの標準化・共通化
7	行政運営の効率化へのDX推進	重点取組み	AI・RPA等の利用促進
7	行政運営の効率化へのDX推進	その他	会議の効率化、ICT活用による現地との情報共有等
7	行政運営の効率化へのDX推進	重点取組み	セキュリティ対策の徹底
8	デジタルデバイドの解消	併せて取り組む	デジタル活用講座

デジタル化による社会の変化やICTで可能となる利便性は、広がる分野、スピードともに予測が困難といえます。そうした中にあっても早急に取り組むICTや普及の度合いを見ながら取り入れるICTなど、施策ごとに判断が必要になり、実現のためには検証と効果測定を行う他、財源の手当ても必要になります。

施策の展開に当たり、個々の取組みに対してあらかじめ影響度、難易度について定性的な評価を行い、実現への課題を整理します。

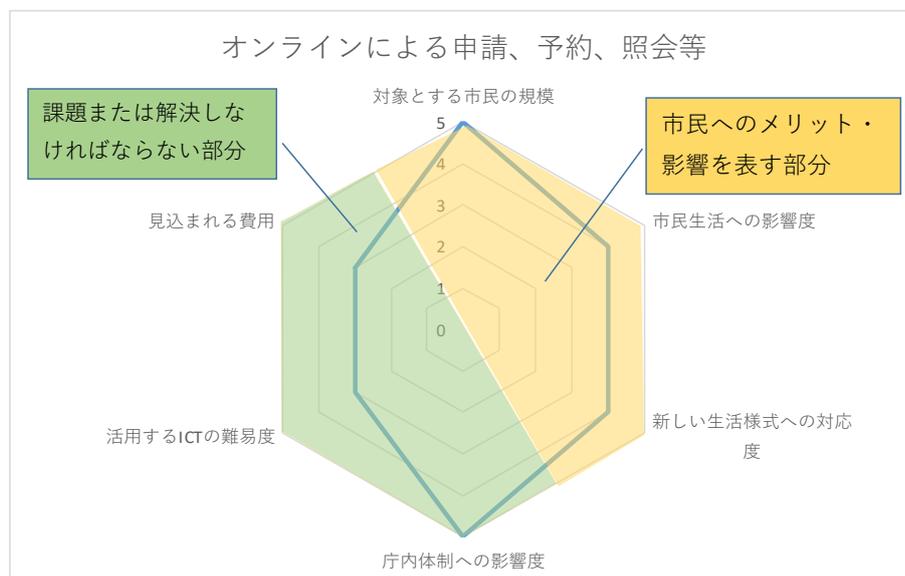
評価する指標とレベルの基準は、情報政策課がこれまで行ってきた各課の情報システム導入企画書審査、CIO 査定で得た知見に基づき設定しました。

表 5 評価レベルの基準

要素とレベル	対象とする市民の規模	市民生活への影響度	新しい生活様式への対応度	庁内体制への影響度	活用するICTの難易度	見込まれる費用
5	ほぼすべての市民	極めて大きい	非接触がほぼできている	全庁で調整が必要	複数の高度な技術の組み合わせと調整が必要	不明または先行事例がない
4	一定の年齢層すべて	大きい	大部分で非接触ができている	異なる事務を行う複数の部署で調整が必要	複数の技術の組み合わせが必要	先行事例より規模感は把握できる
3	複数のサービス利用者	選択的に大きい	非接触の部分もある	同様の事務を行う複数の部署で調整が必要	先行事例があり調査の上利用可能	調査と検証により精査できる
2	一部のサービス利用者	限定的	非接触が限られている	限定した部署で調整が必要	先行事例があり容易に利用可能	見積もることは可能
1	少数または特定の集団	ほとんどない	非接触に至らないまたは非該当	担当課内で調整が必要	広く流通している技術のみ使用	費用を要しないまたは現年予算内で可能

表 4 で代表的な取組み内容として掲げた項目について定性評価を行います。各項目を表 5 により評価し、可視化するため、レーダーチャートで表します。

グラフ 5 定性評価レーダーチャート



グラフにおいて、12時方向から4時方向が大きいものは市民への影響が大きく、そのメリットも大きいと判断できます。一方、6時方向から10時方向が大きいものは、課題があり、解決しなければならない部分が多いと判断できます。

このため、情勢の変化を的確に読み取り、課題を解決することでレベルを下げ、実施に向けた準備をすることとします。

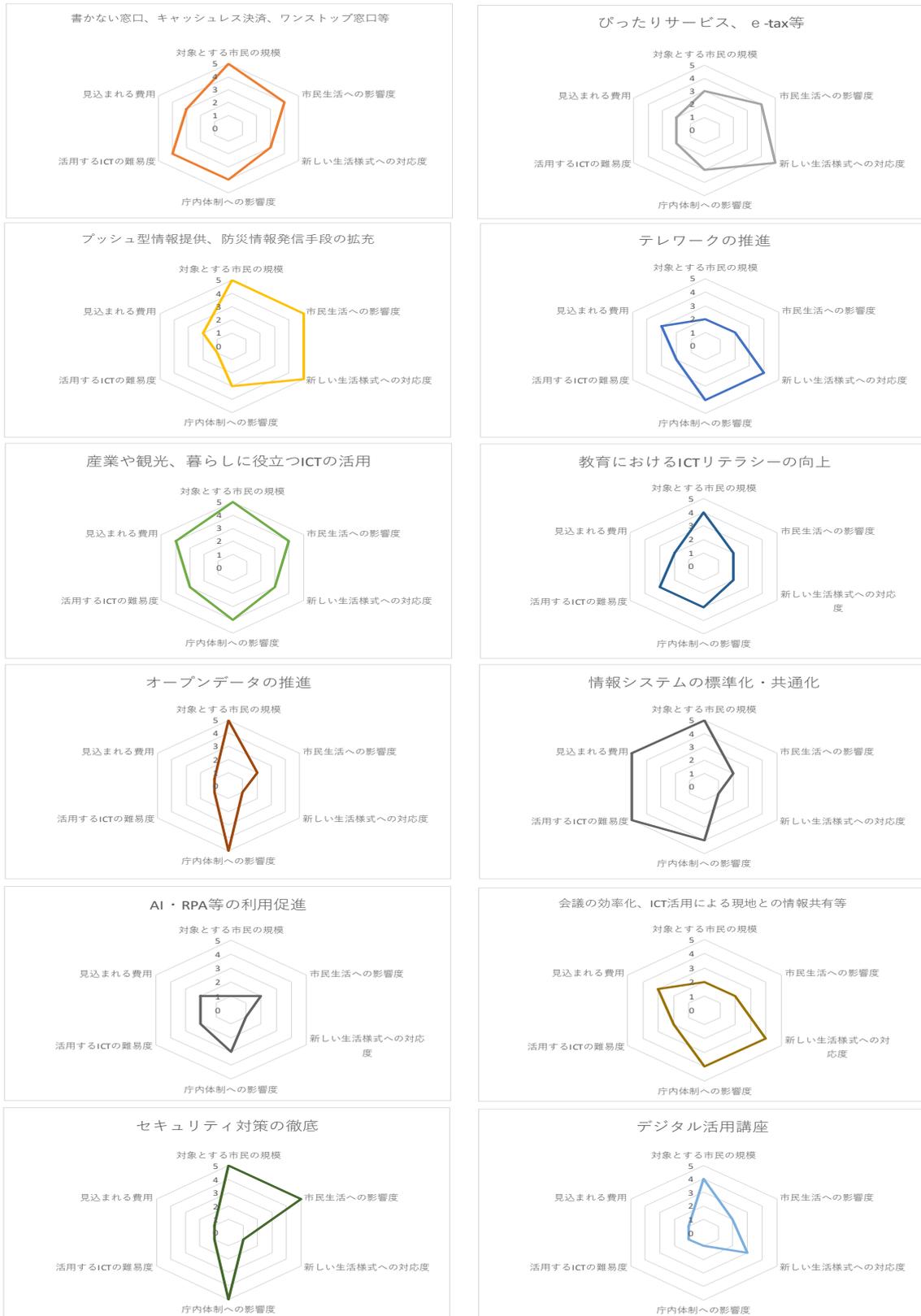
また、市民への影響と課題の少ない取組は、いわゆるスモールスタートとして先行して取り組みます。

表6 定性評価の一覧

代表的な取組み内容	対象とする市民の規模	市民生活への影響度	新しい生活様式への対応度	庁内体制への影響度	活用するICTの難易度	見込まれる費用
オンラインによる申請、予約、照会等	5	4	4	5	3	3
書かない窓口、キャッシュレス決済、ワンストップ窓口等	5	4	3	4	4	3
ぴったりサービス、e-tax等	3	4	5	3	2	2
プッシュ型情報提供、防災情報発信手段の拡充	5	5	5	3	1	2
テレワークの推進	2	2	4	4	2	3
産業や観光、暮らしに役立つICTの活用	5	4	3	4	3	4
教育におけるICTリテラシーの向上	4	2	2	3	3	2
オープンデータの推進	5	2	1	5	1	1
情報システムの標準化・共通化	5	2	1	4	5	5
AI・RPA等の利用促進	1	2	1	3	2	2
会議の効率化、ICT活用による現地との情報共有等	2	2	4	4	2	3
セキュリティ対策の徹底	5	5	1	5	1	1
デジタル活用講座	4	2	3	1	1	1

各施策の展開スケジュールは、個別の取組について実際に導入するデジタル技術やサービスが市民の利便性やコスト、市の総合計画に寄与するか等を検証する必要があるため、必要に応じて実証実験を行い、結果の検証を踏まえて本格的に展開するものとします。

グラフ6 代表的な施策の評価レーダーチャート



2 施策内容

重点取組項目	1	自治体 DX 推進計画の位置づけ	重点取組み
取組項目	市民の利便性に資する行政手続きのオンライン化		
目指す姿	市民は、いつでも、どこからでも行政手続きを行うことができ、市役所に行かなくても手続きが可能となり、利便性が向上します。		
取組概要	<ul style="list-style-type: none"> ・オンラインによる申請・予約、照会の実現 ・オンラインによる双方向の手続きの実現 ・使用料、手数料のオンライン決済の実現 ・既存のオンライン申請等の統合整理による利便性の向上 		
スケジュール	2023（令和 5）年度	2024（令和 6）年度	2025（令和 7）年度
	手続きの洗い出し・見直し・オンライン化 		
指標	オンライン手続き数 現状値：13 手続き 目標値：オンライン化対象事業 1063 手続き		
主な担当課	経営企画課・総務課・情報政策課・各課		

重点取組項目	2	自治体 DX 推進計画の位置づけ	その他取組み
取組項目	窓口手続きの最適化		
目指す姿	市民は、窓口での申請、届出や証明書請求等を簡単に、かつ、スピーディに行うことができます。		
取組概要	<ul style="list-style-type: none"> ・マイナンバーカードを活用した申請手続きの簡素化 ・業務システムとの連携による処理のスピードアップ ・事前のオンライン予約による窓口のワンストップ化 ・手数料等のキャッシュレス決済の拡充 		
スケジュール	2023（令和 5）年度	2024（令和 6）年度	2025（令和 7）年度
	対象検討・検証・実施 		
指標	導入の検証 現状値：なし 目標値：検証済み		
主な担当課	国保市民課・市民サービス課・税務課等		

横手市デジタル推進計画

重点取組項目	3	自治体 DX 推進計画の位置づけ	重点取組み
取組項目	マイナンバーカードの普及・活用		
目指す姿	令和4年度までに国民のほぼ全員が所持することとしたマイナンバーカードは、税、社会保障、災害対策の各分野で利用メニューが拡大され、手続きの簡素化などに活用されています。		
取組概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ぴったりサービスの稼働 ・e-Taxの普及 ・コンビニ交付の利用促進 ・国の利用方法の拡充に合わせた対応 		
スケジュール	2023（令和5）年度	2024（令和6）年度	2025（令和7）年度
	対象検討・検証・実施 		
指標	ぴったりサービス利用割合 現状値：0 目標値：10%		
主な担当課	情報政策課・国保市民課・市民サービス課・税務課等		

重点取組項目	4	自治体 DX 推進計画の位置づけ	併せて取り組む
取組項目	行政情報の効率的な発信による安全・安心の向上		
目指す姿	自然災害のほか市民の生命・財産に脅威が迫っていることをデジタル技術を活用して被害を未然に防ぎ、あるいは最小限にとどめます。子育て世帯や高齢者世帯等、属性に合わせた情報をプッシュ型発信により提供します		
取組概要	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時において一元的に情報発信する仕組みの活用と拡充 ・プッシュ型情報発信の仕組みの活用 ・ドローンによる発災箇所の情報取得 ・ライブカメラのクラウド化による災害情報の共有 		
スケジュール	2023（令和5）年度	2024（令和6）年度	2025（令和7）年度
	対象検討・検証・実施 		
指標	プッシュ型情報発信手段の数 現状値：3 目標値：6		
主な担当課	秘書広報課・危機対策課・子育て支援課・地域課・建設課等		
重点取組項目	5	自治体 DX 推進計画の位置づけ	重点取組み

取組項目	テレワークの推進		
目指す姿	テレワーク環境を整備することにより、働き方改革（通勤時間、通勤災害リスク）および災害（通勤困難）に対応します。 コワーキングスペースの利用促進により、市内での企業活動を支援します。		
取組概要	<ul style="list-style-type: none"> ・市職員のテレワーク制度の整備 ・テレワーク環境の検証と実施体制の整備 ・コワーキングスペースの提供による起業の支援 		
スケジュール	2023（令和5）年度	2024（令和6）年度	2025（令和7）年度
	テレワークの運用 		
指標	<ul style="list-style-type: none"> ・テレワークを実施した職員数 現状値：－ 目標値：30人		
主な担当課	人事課・商工労働課		

重点取組項目	5	自治体 DX 推進計画の位置づけ	併せて取り組む
取組項目	より利便性の向上を実感できる地域社会のデジタル活用		
目指す姿	新しい時代の流れを力に、デジタルを活用したまちづくりを進め、利便性の向上を実感することができます。		
取組概要	<p>多様なデジタル技術について、利便性やコスト、効率化へ寄与するか等を検証し、必要に応じて実証実験を行い、検証結果を踏まえた導入を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民健診 Web 予約 ・暮らしに役立つ情報を提供するアプリの開発 ・図書館サービスへの ICT 活用 ・民間事業者における DX の取組支援 ・多言語に対応した観光コンテンツの充実 ・Web 物産展 ・ふるさと納税や寄付の問い合わせ対応に音声案内の活用 ・農林水産省共通申請サービス（eMAFF）の利用促進 ・公衆無線 LAN 環境の見直し ・デジタル行政サービスの広報強化 など		

横手市デジタル推進計画

スケジュール	2023（令和5）年度	2024（令和6）年度	2025（令和7）年度
	デジタル技術活用の検討・検証・実施・見直し 		
指標	まちづくりアンケート調査（デジタル行政）に対する市民満足度 現状値：－ 目標値：70%		
主な担当課	各課		

重点取組項目	5	自治体 DX 推進計画の位置づけ	併せて取り組む
取組項目	学校教育の情報化の推進		
目指す姿	新しい時代に必要とされる資質・能力を育成するため、ICT 教育の推進等、さらなる学びの資質向上を図ります。		
取組概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ ICT を活用した児童生徒の資質・能力の育成 ・ 教職員の ICT 活用指導力の向上 ・ ICT を活用するための環境整備 ・ ICT の活用による校務の改善 		
スケジュール	2023（令和5）年度	2024（令和6）年度	2025（令和7）年度
	デジタル技術活用の検討・検証・実施・見直し 		
指標	ICT を使った授業が分かりやすく楽しいと思う児童生徒の割合 現状値：－ 目標値：90%		
主な担当課	教育総務課・教育指導課		

横手市デジタル推進計画

重点取組項目	6	自治体 DX 推進計画の位置づけ	その他取組み
取組項目	オープンデータの推進		
目指す姿	住民や事業者は、オープンデータの活用を通じて自ら課題解決を図ることができ、新たな価値の創造に取り組み、地域社会の活性化が図られます。		
取組概要	<ul style="list-style-type: none"> ・オープンデータの適時更新と項目の拡充 ・オープンデータの活用方法の紹介 ・活用事例の収集と分析による改善方針 		
スケジュール	2023（令和 5）年度	2024（令和 6）年度	2025（令和 7）年度
	オープンデータの見直しと公開 		
指標	オープンデータ項目数 現状値：27 目標値：40		
主な担当課	情報政策課・各課		

重点取組項目	7	自治体 DX 推進計画の位置づけ	重点取組み
取組項目	自治体情報システムの標準化・共通化		
目指す姿	基幹系システムの標準化にあわせ業務フローの見直しを行い、市民サービスを向上させるとともに、業務フローや運用コストの最適化を図ります。		
取組概要	・地方公共団体情報システムの標準化に関する法律に基づき、期限まで完了		
スケジュール	2023（令和 5）年度	2024（令和 6）年度	2025（令和 7）年度
	標準準拠システムへの移行 		
指標	対象 20 業務の標準化・共通化 現状値：－ 目標値：令和 7 年度末まで対象 20 業務について標準準拠システムに移行		
主な担当課	情報政策課・各課		

重点取組項目	7	自治体 DX 推進計画の位置づけ	重点取組み
取組項目	AI・RPA等の利用促進		
目指す姿	業務の自動化・省力化により削減して得た時間を、本来の自治体職員の業務である直接的な市民サービスや施策立案に振り向け、市民サービスの向上につなげます。		
取組概要	<ul style="list-style-type: none"> ・取組み可能な業務の洗い出し ・扱う情報の適否、取捨選択の検討 ・事業効果の検証 ・上記のプロセスで順次導入 		
スケジュール	2023（令和5）年度	2024（令和6）年度	2025（令和7）年度
	対象業務の洗い出しおよび AI・RPA 等活用 		
指標	AI や RPA 等により削減した年間作業時間数 現状値：－ 目標値：5,512 時間（職員 3 人分の年間労働時間相当）		
主な担当課	情報政策課・各課		

重点取組項目	7	自治体 DX 推進計画の位置づけ	その他取組み
取組項目	業務効率化へのデジタル技術活用の検証と実施		
目指す姿	業務の自動化・省力化により削減して得た時間を、本来の自治体職員の業務である直接的な市民サービスや施策立案に振り向け、市民サービスの向上につなげます。		
取組概要	多様なデジタル技術について、利便性やコスト、業務効率化へ寄与するか等を検証し、必要に応じて実証実験を行い、検証結果を踏まえた導入を行います。 【活用事例】 <ul style="list-style-type: none"> ・確定申告電子送信の効率化 ・登記データとの課税連携による効率化 ・法に基づく資産情報の照会等のオンライン活用 ・会議の効率化（Web 会議、ペーパーレス化） ・家庭訪問等の現場でのタブレット端末活用による省力化 ・相談対応業務のオンライン化 ・GPS 等の活用による除雪作業の効率化 など		
スケジュール	2023（令和5）年度	2024（令和6）年度	2025（令和7）年度

	デジタル技術活用の検討・検証・実施 
指標	<ul style="list-style-type: none"> ・導入の可否 現状値：－ 目標値：導入
主な担当課	各課

重点取組項目	7	自治体 DX 推進計画の位置づけ	重点取組み
取組項目	セキュリティ対策の徹底		
目指す姿	情報セキュリティに対する高い意識が醸成され、組織全体でセキュリティが保たれています。		
取組概要	<ul style="list-style-type: none"> ・社会情勢を踏まえたセキュリティポリシーの見直し ・職員へのセキュリティ研修の実施 		
スケジュール	2023（令和5）年度	2024（令和6）年度	2025（令和7）年度
	セキュリティレベルの評価・見直し 		
指標	<ul style="list-style-type: none"> ・インシデント件数 現状値：0 目標値：0		
主な担当課	情報政策課		

横手市デジタル推進計画

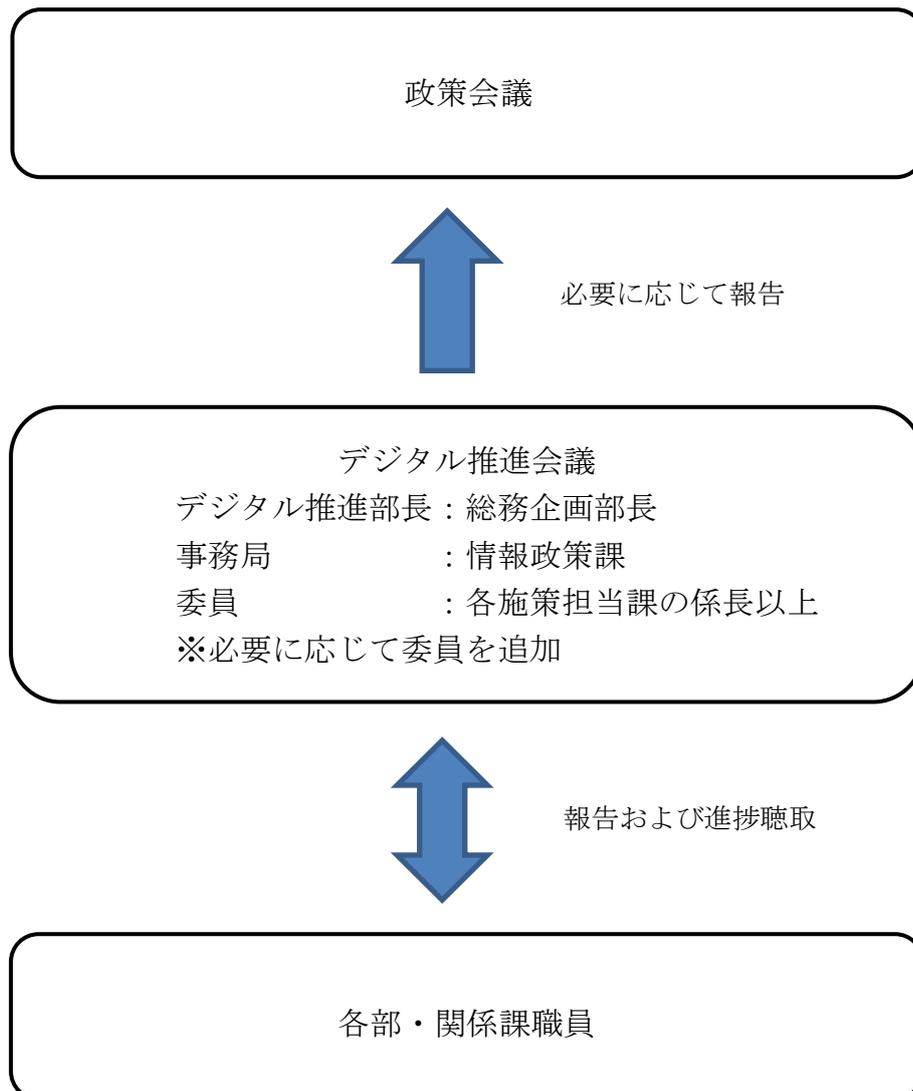
重点取組項目	8	自治体 DX 推進計画の位置づけ	併せて取り組む
取組項目	デジタル・デバイドの解消		
目指す姿	全市民がデジタル化の恩恵を享受することができます。		
取組概要	<ul style="list-style-type: none"> ・デジタル活用講座等の開催 ・情報バリアフリーの検討 		
スケジュール	2023（令和 5）年度	2024（令和 6）年度	2025（令和 7）年度
	デジタル活用講座の開催 情報バリアフリーの検討 		
指標	<ul style="list-style-type: none"> ・講座等受講者の理解・満足した人の割合 現状値：－ 目標値：70% ・情報バリアフリーの検討数 現状値：－ 目標値：3 		
主な担当課	各課		

第5章 推進体制

1 推進体制

本計画の推進にあたっては、「横手市デジタル推進会議（以下、デジタル推進会議という。）」を中心に、デジタル技術を活用した施策の進捗状況について毎年度確認を行い、必要に応じて政策会議を通じて進行管理を行います。デジタル推進会議のメンバーは、デジタル技術の活用を企画・推進する各担当課の係長以上の職員とし、各施策の取組み状況の確認および評価・分析を行い、必要に応じて各取組みの見直しを行います。デジタル技術の活用における所管課への導入支援は、情報政策課が行います。また、進行管理においては、国の方針に沿って進める事業とそれ以外の事業を分けて検討します。

図3 推進体制



用語集

索引	用語	解説
あ	IoT (アイオーティー)	Internet of Things の略。 あらゆるモノをインターネット（あるいはネットワーク）に接続する技術であり、日本語ではモノのインターネットと訳される。
	ICT (アイシーティー)	Information and Communication Technology の略。 情報通信技術のこと。
	IT (アイティー)	Information Technology の略。 インターネットなどの通信とコンピュータとを駆使する技術。
	ICT リテラシー	情報通信技術の活用能力。
	アプリ	アプリケーションソフトウェアの略。 特定の目的をもって開発された専用のプログラムのこと。
	RPA (アールピーエー)	Robotic Process Automation の略。 人がコンピュータを使って行っている比較的単純な繰り返し作業を、人に代わってコンピュータ上のソフトウェアロボットに行わせる技術のこと。
い	e-Tax (イータックス)	国税電子申告・納税システムの呼称で、所得税などの申告や法定調書の提出、届出や申請などの各種手続を、インターネットを利用して電子的に行うシステムのこと。
	インシデント	重大な事件・事故に発展する可能性を持つ出来事や事件のこと。
え	AI (エーアイ)	Artificial Intelligence (人工知能) の略。 人工的な方法による学習、推論、判断等の知的な機能の実現および人工的な方法により実現した当該機能の活用に関する技術のこと。
	ADSL (エーディーエスエル)	Asymmetric Digital Subscriber Line の略。 メタルケーブルを使用したデジタルアクセス回線のこと。
	FTTH (エフティーティーエッチ)	Fiber To The Home の略。 家庭向けの光ファイバー通信の構成のこと。

横手市デジタル推進計画

	eL-TAX (エルタックス)	地方税ポータルシステムの呼称で、地方税における手続きを、インターネットを利用して電子的に行うシステムのこと。
	LTE (エルティーイー)	Long Term Evolution の略。 携帯電話における通信規格のこと。
お	オープンデータ	国、地方公共団体および事業者が保有する官民データのうち、国民誰もがインターネット等を通じて容易に利用（加工、編集、再配布等）できるよう、①営利目的、非営利目的を問わず二次利用可能なルールが適用されたもの、②機械判読に適したものの、③無償で利用できるもの、といういずれの項目にも該当する形で公開されたデータのこと。
	オンライン	インターネットやパソコン通信といったネットワーク上に接続され、利用できる状態のこと。
か	学習 e ポータル	日本の初等中等教育（学校教育）に適した共通で必要な学習管理機能を備えたソフトウェアシステムのこと。
き	GIGA スクール構想 (ギガスクール)	Global and Innovation Gateway for all の略。 小中学校の児童生徒に、1人に1台の学習用端末と高速ネットワーク環境を整備する計画。
	基幹系システム	住民情報や税情報等を管理するためのシステムのこと。
	キャッシュレス決済	現金を使わずに支払いを済ませる方法のこと。
く	クラウド	インターネットなどのネットワーク上でサービスとして提供されている、ハードウェアやソフトウェアを用いたコンピュータの利用形態のこと。
こ	コワーキング	事務所スペース、会議室、打合せスペースなどを共有しながら独立した仕事を行う共働ワークスタイルのこと。
	コンビニ交付	マイナンバーカードを利用して、市区町村が発行する証明書（住民票の写し、印鑑登録証明書等）が全国のコンビニエンスストア等のキオスク端末から取得できるサービスのこと。
し	CIO (シーアイオー)	Chief Information Officer の略。 情報統括役員と訳されることが多い。市では市の情報システムの全体最適化を適正かつ効率的に推進で

横手市デジタル推進計画

		きるよう、最高情報統括責任者として総務企画部長を充てている。
	GPS (ジーピーエス)	Global Positioning System の略。 人工衛星を利用して位置を測定する仕組みのこと。
	自治体情報システムの標準化・共通化	基幹系 20 業務（住民基本台帳、個人住民税、法人住民税、軽自動車税、固定資産税、国民健康保険、国民年金、後期高齢者医療、介護保険、障害者福祉、児童手当、児童扶養手当、健康管理、生活保護、就学、選挙人名簿管理、子ども・子育て支援、戸籍、戸籍附票、印鑑登録）について、国の策定する標準仕様に準拠したシステムに移行すること。
	情報バリアフリー	障害者や高齢者を含むすべての人々が、デジタル化の恩恵を享受できることを目的に行う様々な方策のこと。
す	スマート自治体	自治体の事務作業に係るお金や人手を、ICTや業務改革で最小化し、住民の暮らしや健康・福祉、まちの活性化など政策的事業に振り向けることで、住民福祉の水準を維持。
せ	セキュリティポリシー	組織のセキュリティ対策を効率よく、効果的に行うための指針のこと。
て	デジタイゼーション	紙などのアナログ情報をデジタル化すること。
	デジタルライゼーション	業務プロセスをデジタル化すること。
	デジタル・デバインド	インターネットやコンピュータを使える人と使えない人との間に生じる格差のこと。
	テレワーク	ICTを活用した時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方のこと。
	電子決裁	事案の処理についての意思決定をシステムにより行うこと。
	電子申請	申請や届出などの行政手続を、インターネットを利用していつでもどこからでも行えるしくみのこと。
	DX (ディーエックス)	Digital Transformation の略。 ICTの浸透が人々の生活をあらゆる面でよりよい方向に変化させること。 紙などのアナログ情報と業務プロセスをデジタル化し、その結果デジタル技術が社会に浸透することで、それまでに実現できなかった新たな価値やサー

横手市デジタル推進計画

		ビスが創出される社会全体の変革を意味する。
と	ドローン	遠隔操作や自動制御によって飛行できる無人機のこと。
ひ	びったりサービス	国が提供するオンラインで行政手続の検索や書類作成、電子申請ができるサービスのこと。
	標準準拠システム	地方公共団体情報システムの標準化に関する法律に規定する標準化基準に適合したシステムのこと。
	BPR (ビーピーアール)	Business Process Re-engineering の略 業務プロセスの再構築のこと。
ふ	プッシュ型情報発信	必要なタイミングで、必要な情報が利用者の端末に自動的に配信されること。
	4G (LTE) (フォージー)	4th Generation の略。 移動通信システムの第4世代。
	5G (ファイブジー)	5th Generation の略。 移動通信システムの第5世代。
ま	マイナンバーカード	本人の申請により交付され、個人番号（日本国内に住民票を有する全ての方が一人につき1つ持つ12桁の番号のこと。）を証明する書類や本人確認の際の公的な身分証明書として利用でき、また、様々な行政サービスを受けることができるようになるICカードのこと。
	マイキープラットフォーム	マイナンバーカードのICチップの空き領域と公的個人認証の部分を活用して、地域経済の活性化や行政の効率化につながる仕組みの共通情報基盤のこと。
め	メディア	情報伝達を媒介する手段（テレビ、ラジオなど）
ら	ライブカメラ	風景などの映像を通信回線を通じてリアルタイムに配信するサービスのこと。
わ	ワイヤレスアクセスポイント	無線で情報端末とつながって通信を提供すること。

横手市デジタル推進計画

(令和5年度～令和7年度)

発行年月 令和4年12月

発行 横手市

【お問合せ先】

横手市総務企画部 情報政策課

〒013-8601 横手市条里一丁目1番1号

電話 0182-35-2166 FAX 0182-33-2239

メールアドレス densan@city.yokote.lg.jp